

事務連絡
令和2年1月30日

中華人民共和国訪日観光客受入
旅行会社連絡協議会加盟旅行会社 各位

観光庁国際観光部国際観光課

新型コロナウイルスに関する感染拡大防止について（協力依頼）

平素より観光行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月29日12時時点で6,040名（うち死亡が132名）であり、国内においては、1月30日に9例目となる新型コロナウイルスに関連した感染症の患者の発生が確認されました。

武漢市からの旅行者との接触歴がある方が発症した例も発生していることから、中連協会員各社におかれましては、以下についてご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合、そちらに従ってください。

1. 旅行者及びスタッフ（添乗員・バス運転手・通訳等）の健康状態に留意し、日本滞在期間は、健康状態のチェックをお願いします。
※毎日1日2回（朝・晩）、体温測定を行い、発熱の有無を確認してください。
※激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無を確認してください。
2. 旅行者やスタッフから新型コロナウイルスに関する問い合わせがあった場合には、厚生労働省HPを紹介する等、適宜必要な情報を提供するとともに、旅行者が発熱又は呼吸器症状（咳等）の発症（以下、「発症」という。）が認められた場合は、事前に医療機関へ連絡したうえで、受診してください。
3. 上記2.により医療機関を受診する者に対しては、病院の紹介等の支援を行って

ださい。

※ 具体的な医療機関については、参考のリンクを参照してください。

※ 対応に困った際は、最寄りの保健所に相談してください。

4. スタッフに対しては、マスクの着用、手洗い及び消毒などの感染症対策に努めてください。特に、上記2の発症の申し出があった当該旅行者と対応したスタッフに対しては、症状が認められた際の病院での受診等適切な対応をとってください。
5. 旅行者やスタッフが、発熱又は咳等の症状を申し出た場合及び新型コロナウイルスの感染が確認された場合は、速やかに、別紙様式に沿って、観光庁国際観光課あて（メール：①arita-y2qc@mlit.go.jp ②okada-r2zf@mlit.go.jp ③uehara-h2be@mlit.go.jp, FAX: 03-5253-1563）に報告してください。
6. 旅行者が日本滞在中に医療機関を受診する場合に備え、提携先の中国側旅行会社に対しては、訪日旅行者の海外旅行保険加入を強く励行してください。

〈参考〉

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>

○医療機能情報提供制度（医療情報ネット）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyououseido/index.html

○「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html